



工場條例制定ノ必要

1866



114  
A 2559



工場條例制定ノ必要

工業ニ於テ汽罐ヲ備ヘ多敷ノ職工ヲ使役スル工場  
アルヤハ統計ノ不備ナルカ為メ今容易ク之ヲ明言ス  
得サルモ其数蓋シ少ナキニアラサルヘシ而テ其間少  
少ノ異同アラシモ之ヲ概括スルトキハ何ツレモ左ノ如キ事  
実アルヲ見ル

一 男女混合シテ晝夜ヲ分タズ業ヲ執ルノミナラス間  
々極メテ幼稚ナル者ヲ使役シ女工幼工ノ保護不行  
尾ナルコト

二 労働時間ハ晝夜各十二時間内外ニシテ中調僅々  
十五分許ノ食事時間ヲ與フルニ止マリ食堂便所等  
ノ不潔ナルハ勿論空氣ノ流通充分ナラス衛生上ノ  
注意ニ於テ大ニ缺ケタルコト

大正十一年四月  
隈侯爵郵寄贈

三 危險ナル古汽罐ヲ用ヒ之ヲ掌ル者其取扱ノ理ニ暗  
 ク飛轉車等ニ柵圍ナク火災ノ時ニ墜落ノ憂ナキ  
 為メ階段ヲ不燃質ノモノナラシムルカ如キ注意モナ  
 ク死傷ノ豫防保險救恤等ニ関スル規定ヲ設ケサルコト  
 一 積立金法ノ設キハ勿論例ハ毎月二十五日マテノ給  
 料ヲ月ノ末日ニ払渡スカ如ク後払ヲ為スコト  
 五 職工ヲ救組ニ分チ各組ニ取締人ヲ置クモアレモ寧ロ勞  
 働者ノ督責一方ノニ偏シ虐待等ヲ訴フルニ達ナク  
 監査官吏ノ臨検等ナキコト  
 早晨薄暮ヲ以テ出入スル幼少ナル女工ニシテ過度勞役  
 ノ為メ其發育ヲ防ケラレ殆ト不具者ノ如ク見ユル者多ク  
 又連日夜業ニ従事シ白日ヲ見サルカ為メ顔色蒼蒼殆ト  
 活人ニ非ルカト疑ハル・女工ヲ見ルノニナラス或ハ汽罐破

(1)

裂シテ救手ノ職工ヲ死傷セシメ或ハ女工ノ風儀乱雜ナルカ  
 如キ事實アルモ敢テ怪ムニ足ラサルナリ若シ依然之ヲ今  
 日ノ俚ニ放擲スルニ於テハ勞力社会ハ其体カヲ損ヒ延テハ  
 其死期ヲモ早カラシムルニ至リ遂ニハ國民体力萎靡ノ  
 原因トナランモ未ダ知ルヘカラス其關係スル所豈夫レ  
 大ナラストセンヤ現状既ニ斯ノ如クナル以上ハ宜シク速ニ  
 工場条例ヲ制定シ以テ國民保護ノ責務ヲ全クシ社会経済上  
 ノ大害ヲ豫防スルノ策ヲ運ラサスンハアラス更ニ工場条例制  
 定ノ必要ナル理由ヲ臚列スレハ凡ソ左ノ如シ

第一 法律上

- 一 過勞虐待ナカラシムルハ則チ政府ノ義務ナリ
- 二 契約上弱キ地位ニ立テル者ハ公力ヲ以テ保護セサ  
ルヘカラス

第二章 經濟上

- 一 時間ヲ短縮シ休日ヲ設ケシムルハ却テ勞力ノ効果ヲ增加シ雇主被雇人双方ノ利益ナリ
- 二 他日工場就役ヲ忌避スルノ風ヲ發生セシメ勞力ノ供給ヲ減シ賃銀ヲシテ過當ノ騰貴ヲ為サシメサルハ殖産上必要ナリ

第三章 衛生上

- 一 過勞等ノ為メ人種ヲ劣等ナラシムルノ恐アリ
- 二 流行病延蔓等ノ害毒ヲ未だニ防クノ必要アリ

第四章 道德上

- 一 男女ノ別ヲ明ニシ幼少者婦女子ハ保護スルヲ要ス
  - 二 人ヲ以テ器械ト同様ニ使用スルノ弊ハ避ケサルヘカニ
- 第五章 社會上

- 一 雇主ト被雇人トノ軋轢ヲ避ケルハ必要ナリ
- 二 不具者廢人ノ生スルコトヲ豫防スルハ急務ナリ

斯ノ如キ理由ニ依リ其制定ヲ必要トスル所ノ工場條例ハ其條例主眼トシテ左ノ數項ヲ規定スルヲ要ス

第一 工場ノ定義

第二 幼工女工ノ保護及制限

第三 勞働時間ノ限定其他ノ衛生方法ノ設備

第四 負傷ノ豫防療治保險及救恤方法ノ設置

第五 賃銀支払ノ方法及貯蓄方法ノ設置

第六 工場ノ監督法ノ制定及工場監査官ノ臨検

而テ此ノ工場條例ナルモノハ動モスレハ世人ノ誤解スル所ナリテ彼ノ職ニ條例ト同一視セラル、ノ虞アリ彼ノ職ニ條例ナルモノハ一切ノ勞力者及之カ使用者ニ適用スヘキモノニシ

テ主トシテ

第一 職工ノ資格

第二 雇主ノ義務

第三 雇入ノ契約及年俸

第四 授業貯金及賞典

第五 解約及賠償

第六 徒弟規約

ヲ規定スヘキナレハ二者ノ間ニハ自カラ明瞭ナル區別アリ  
テ存スルモノナリ

又工場条例ノ制定ニ及對ノ説ヲ為スモノ、理由ハ左ノ如シ

第一 法律上

一 契約ハ自由ナリ之ニ干渉スルハ不可ナリ

二 工場条例ノ如キモノヲ設クルモ到底其目的ヲ達セス

(3)

又行ハレサルヘケレハ徒法トナルノミナラス却テ有害ナル  
ルヘシ若シ其必要アラハ警察命令ノ如キヲ以テ取締  
レハ足レリ

第二 經濟上

一 生産費ヲ多カラシメ雇主ノ収益ヲ減シ殖産上損

害アリ

二 時間ヲ短縮シ幼女工ノ雇人等ニ制限ヲ付スルト

キハ遊民ヲ増加シ却テ職工自身ノ利益ヲ傷害スヘシ

第三 沿革上

一 我國昔テ斯ノ如キ法令アリシコトナレ故ニ不可ナリ

二 各地工商業者ニシテ不必要者タハ尙早シト爲

シ来レル以上ハ宜シク之ニ從フヘシ

第四 道德上

一 我國人ハ仁心ニ富ナリ故ニ外國ニ於ケルカ如ク虐待等ノ憂ナシ

二 未タ職工モ從順ニシテ同盟罷工ノ如キ企モナク平穩無事ナレハ立法ノ為メ平地ニ風波ヲ生スルハ不可ナリ

此等ノ及對説ニ對スル辯解ハ即却テ其有<sup>必</sup>理ヲシテ一層明瞭ナラシムルノ利益アルカ故ニ簡畧ヲ主トシ稱カ左ニ答辯スル所ヲトス

第一ノ一 凡ソ契約ハ自由ナラサルヘカラス勞務ニ制限ヲ置クカ如キハ此原則ニ背クモノナリト然レ氏如何ナル場合ニ於テモ契約ニ

干涉スヘカラストハ云ヒ難カルヘキナリ蓋シ契約自由ノ原理ハ契約者双方ニ能方ノ自由アリテ始メテ行ハルヲ得ヘク不能方者

ノ契約若クハ強迫不法虐待等ノ憂アル場合ハ之カ例外トセサルヘカラス況ヤ幼少者及婦女子ノ為メニ契約上注意ヲ加フルハ其人々ノ利益ヲ計ルニ出ルモノナレハ一斤ノ空理ニ係テ

(4)

即断スヘキニアラス

第一ノ二 放任主義トモ云フヘキモノニ在テハ總テ干涉ハ必ス

害アリテ實際行ハルモニアラスト為スト虽モ法律上必要モナク理由ミナク利益モナキ場合ニマテ干涉スレハコソ害

アリテ行ハレサルナリ干涉スヘキ必要理由利益ノ具備ヤル場合ニ於テ其干涉スヘキニ干涉スルニ於テハ決シテ其効

アラサルコトナシ工場条例制定ノ如キハ其干涉ヲ要スルノ根據上述セシ所ニ依テ既ニ充分ナリ若シ之ヲ放擲セ

ハ貧弱ナル勞力者ハ富強ナル雇主ノ抑壓スル所トナリ云フヘカヲナルノ弊害ヲ社会ニ流布スルニ至ルヘク然モ雇主ハ

立法ノ為メニ毫モ損害ヲ蒙ラサルノミナラス成長熟達セシ職工ヲ使用スルトキハ勞務時間短クシテ工場ノ巨大汽

罐ノ石炭其他諸雜費ヲ減少スルヲ得ルノ利益アリ而テ例

ハハ警察令ヲ以テスレハ是レリト云フカ如キハ既ニ干渉ノ必  
要ヲ認ムルモノナルノミナラス今日立憲ノ盛世ニ在テハ行政命  
令ヲ以テ人民ノ行為ヲ拘束スルカ如キハ抑其當ヲ得タル  
モノニアラス

第二ノ一 生産費増加ノ反對ハ幼工女工ノ給料低廉ナルカ  
故ニ之ヲ使用スルトキハ生産費ヲ減少シ經濟上利益多  
シト云フニアリ然レ氏給料低廉ナレハトテ必シモ利益多  
キモノニアラス彼ノ支那人ハ給料安ク殆ト米人ノ半額以  
下ナリト虽氏其旁力ノ効果ニ至テハ支那人二人ニシテ米  
人一人ニモ及ハサル場合アリ而テ力量少ナキト共ニ給  
料廉ナレハ相償フモノ、如キモ其案ハ決シテ然ラス是レ  
人員多キトキハ之ニ伴フ監督費其他諸費モ亦多キヲ  
要スヘケレハナリ況ヤ目前金錢上ノ利益ダニ多ケレハ

(分)

所謂經濟主義ニ適ヘリト爲シ如何ニ恐ルヘキ弊害ノ發  
生スルヲ顧慮スルニ及ハスト思惟スルカ如キハ真正ニシテ  
廣意ナル經濟ノ原理ヲ解マサルノ淺見ナルニ於テラマ實  
ニ列國經濟上ノ競争場裏ニ在テ賃銀低廉ナルトキハ  
便宜多キハ勿論ナリト虽氏工場条例ノ制定方法如何ニ  
依リテハ賃銀騰貴ノ損害ヲ免レテ尙ホ鉅ク旁力者保護  
ノ目的ヲ達シ得ラザルニアラズ

第二ニ 若シ法律ヲ以テ幼工女工ノ雇入等ヲ制限スルト  
ハ職工ノ利益ヲ害シ全体ノ生産力ヲ減少シ却テ遊民ヲ  
増加セヘシト云フモノナリ此反對モ亦淺見ヲ生ス蓋シ  
幼者ヲシテ劇勞ニ就カシムルハ身体ノ發育ヲ妨ケ早死若  
クハ終生ノ羸弱者ヲ生ジムルノ弊害アリ幼工ノ年齢ヲ制  
限スルニ於テハ其十歳ニ至ルマテハ損失アルカ如キモ早

死者ハ生涯ノ不具又ハ虚弱者ヲラシムルノ損失ニ此スレ  
其懸隔果シテ如何シヤ幼ニ年齢ノ制限ハ實ニ目下ノ  
小損ヲ以テ將來ノ大損ニ換フルモノト云フヘク之ヲ國家全  
體ノ上ヨリ觀ルモ僅少ノ時間ヲ惜ミ不適當ノ時ニ勞役  
ヲ操マタルカガノ他日ノ生産者タルヘキモノヲシテ却テ不  
生産者ニ變マシムルカ如キハ大ニ首ニサレヘカラス  
法律上婦女子ヲ保護スルノ必要ハ更ニ大ナルモノアリ蓋  
シ女子ハ尙々他ニ嫁セシテ一生ヲ獨身ニ終ルモノアレバ通  
常ハ人ノ妻トナリ母トナル者ナレハ女子体力ノ如何ハ其利  
害一時一人ニ止マラスシテ未來ノ子々孫々ニ及フヲ免レ  
ス若シ婦女子ニ對スル注意深カラサルニ於テハ社會ノ基  
礎タル一家ニ大害ヲ及ホスヘク家婦ニシテ終日工場ニ在ラ  
シカ家政錯亂シテ遂ニハ夫妻離散ノ慘境ヲ來タスヘク

(6)

家母ニシテ終日家ニ在ラサランカ子女家庭ノ育成ハ之  
ヲ施スニ由ナカルヘク未婚者ニ在ラハ其未タ成熟セサ  
ル身体ヲ害シ固定セサル精神ヲ汚スニ至リ其弊害  
ヤ底止スル所ナカルヘシ故ニ生計上止ムヲ得ス工場ニ  
就キ執業スル幼者婦女子ヲ保護シ其弊害ヲ豫防セ  
シカガノ幼者婦女子ノ年齢執ルヘキ事業働クヘキ時  
間及場所其他道德上ノ注意ニ関シ法律ヲ以テ干渉  
スルハ公益上緊要ナルノミナラス本人自己永遠ノ利益  
ナリト云ハサルヘカラス

第三一 歴史ニ重キヲ置クモノニ在ラハ工場条例ハ從來  
我國ニ存在セシコトナキヲ以テ反對ノ理由トスレバ知ラ  
スヤ汽罐ハ勿論其他ノ錯綜セル機械ハ悉ク皆嘗テ我  
國ニ存在セサリシモノナルコトヲ今日既ニ之ヲ使用スル以上



ハ其使用ニ関スル必要ナル立法ハ決シテ之ヲ拒ムヲ得  
サルヘシ蓋新事物ヲ用ヒナカラ之ニ必要ナル法令ハ新  
奇ナリトシテ之ヲ排斥セントスルハ自家撞着ノ甚シキモノ  
ト云ハサルヘカラス

第三、二 工業家ハ自己眼前ノ利益ニ依テ反對スルカ如キ  
ハ自然ニシテ免レ難キ所ナリト虽モ利害ノ衝突スル場  
合ニ於テハ公益上一方ノ利益ヲ図ルコトアルハ止ムヲ得  
サルナリ況ヤ工場条例ノ制定ハ既ニ述ヘタル如ク必ズ  
シモ雇主ノ損害ニアラスシテ永久ノ利益トナルヘキ点  
アルニ於テヤ

第四、一 虐待ナキヲ以テ理由トスルニハ先ツ虐待ノ果シ  
テ絶無ナルヤ否ヤヲ証明セサルヘカラス希シ果シテ之ナシ  
トスルモ虐待ノ為メノミニ此ノ如キ立法ノ必要アルニ非

テサルカ故ニ假リニ数歩ヲ譲リ虐待全クナシトスルモ  
尚ホ工場条例ノ制定ハ不必要ナリト云フヘカラス加  
フルニ他日此ノ弊ヲ觀ルナキハ決シテ保スヘカラス

第四、二 職工徒順説ハ少シク事實ト齟齬セルカ如シ徒  
来多少同盟罷工ニ類セルノ挙動ニ出テシモノナキニア  
ラス假リニ之ナシトセンカ此説ハ却テ工場条例制定ノ必  
要ヲ示スモノニシテ其徒順ハ即チ不当ナル雇主ノ命令  
ニモ尚ホ之ニ服従シテ其抑壓ヲ蒙ルコトヲ証明スルニ  
足ルヘシ況ヤ同盟罷工ト工場条例トハ全ク別物ナル  
カ故ニ同盟罷工ノ有無ハ此問題ヲ左右スルニ足  
ラサルナリ

之ヲ要スルニ種々ナル反對ハ皆根據ニ乏シク其理由ナキ  
モノナリ果シテ然ラハ我國奥業ノ勃興ニ伴ヒ工場ノ設立

日ニ多キヲ加フルノ今日ニ在テハ工場条例ノ制定ハ一日  
天ノヲ忽ニスヘカラサルモノニシテ一日ヲ緩フスレハ即チ  
一日ノ害ヲ長スヘク一度々時機ヲ失セハ害毒延蔓シテ  
之ヲ救済セントスルモ種々ナル困難ハ發生スヘシ實ニ生  
産ノ要素タル多数ノ勞力者ヲ保護シ社会ノ大害ヲ豫  
防スルハ目下ノ急務ナリト云ハサルヘカラス幸ニ弊害ノ未  
タ甚シカラサルニ先ケテ工場条例ヲ制定シ此等勞力者  
就中幼工女工等ヲ保護スルヲ得ルニ至ラハ獨リ雇主被  
雇人全般ノ利益ナルノミナラス實ニ国家永遠ノ利益ナリ  
ト認ム

